

データ要件・連携要件における適合確認試験の全体像

2023/06/30 地方業務システム基盤チーム

目次

- 第 1 章 データ要件・連携要件における適合確認試験とは
- 第 2 章 適合確認試験の全体像
- 第 3 章 デジタル庁における適合確認試験実施事項
- 第 4 章 事業者における適合確認試験実施事項
- 第 5 章 地方公共団体における適合確認試験実施事項
- 第 6 章 適合確認ツールの概要
- 第 7 章 適合確認試験のスケジュール

第1章 データ要件・連携要件における適合確認試験とは

データ要件・連携要件における適合確認試験とは

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第9条において、「国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする」と定められているとおり、標準化基準への適合性の確認は、地方公共団体が一義的にその責任を有している。

そのうち、共通標準化基準の適合性の確認については、地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月閣議決定）「5.2.2 共通標準化基準の適合性の確認」において、「データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保されている必要があることから、標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施される**データ要件・連携要件**に関する標準化基準に係る適合確認試験に合格したシステムでなければならないこととする」とされている。

データ要件・連携要件における適合確認試験とは

そこで、デジタル庁は、地方公共団体が行うデータ要件・連携要件に関する適合性の確認の負担軽減を図るため、事業者が提供する基幹業務システムについて、当該事業者からの申請に基づき、ダミーデータ等を使用して、適合確認試験ツールにより適合確認試験を実施することとする。

データ要件とは

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に以下のように定義されている。

- ・ データ要件の標準とは、**機能標準化基準を実現するために必要なデータのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）の標準**のこと。
- ・ **標準準拠システムは、当該システムが保有するデータを、データ要件の標準に定めるとおり、任意のタイミングで入出力することができるようにしなければならない。**
- ・ **ただし、標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はない。**

連携要件とは

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に以下のように定義されている。

- 標準準拠システムから、他の標準準拠システム及び標準準拠システム以外のシステムに対し、データ要件の標準に規定されたデータ項目を、データ連携するための要件（**どのような場合に、どのデータを、どの標準準拠システム等に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するかについての要件**）とそのためデータ連携機能の標準である。
- 標準準拠システムは、**連携要件の標準に定めるとおり、システムを実装しなければならない。**

第2章 適合確認試験の全体像

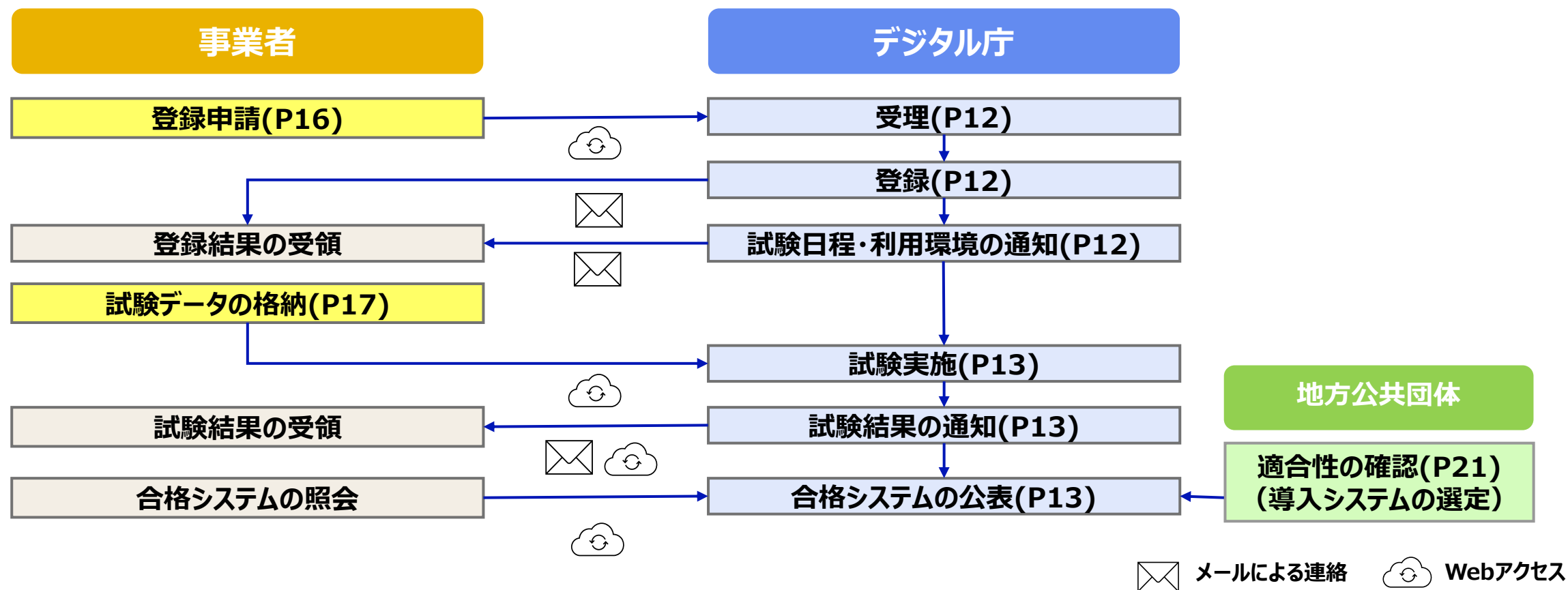
適合確認試験の全体像

本章では、地方公共団体情報システム標準化基本方針「**5.2.2 共通標準化基準への適合性の確認**」における、**データ要件・連携要件の適合確認試験**について、全体像を示す。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針における「**5.1.3 機能標準化基準への適合性の確認（標準化法第9条第1項）**」については、本資料の対象外とする。

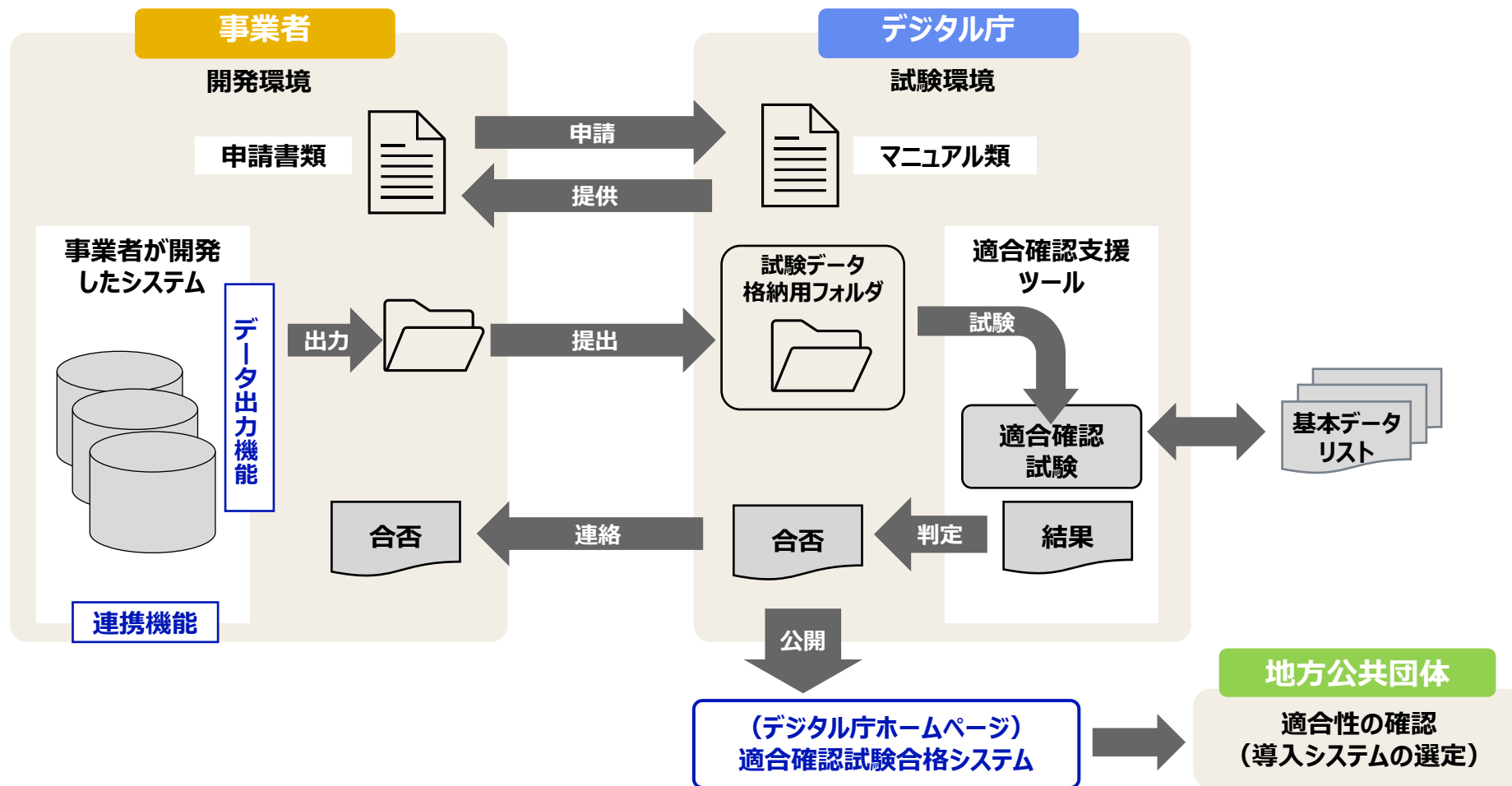
全体フロー

適合確認試験の全体フローのイメージは次のとおりである。



全体構成

適合確認試験の実施環境の全体構成は次のとおりである。



第3章 デジタル庁における適合確認試験実施事項

適合確認試験受験登録、試験日程・利用環境の通知

事業者がデジタル庁Webサイトで登録を行ったことを受け、デジタル庁は、以下の情報を担当者宛てメールで通知する。

- **登録内容**
- **適合確認試験の受験登録証**

続けて、適合確認ツールの利用に関する以下の情報をメールで通知する。

- **試験データの格納期限**
- **試験環境にアクセスするためのURL、ID、試験データ格納用フォルダのフォルダ名等**

なお、同一事業者の1年以内の2回目以降の受験希望について（有効な受験登録証の添付があった場合）は、再度の登録は実施しない。

適合確認試験の実施・試験結果の通知

デジタル庁は、事業者の試験データ格納期限終了後、事業者が試験データ格納用フォルダに格納したファイルを使用して、適合確認試験を実施し、適合確認支援ツールが出力した合否結果を、試験データ格納用フォルダに格納するとともに、試験結果の確認を促す旨のメールを担当者に通知する。

適合確認試験の合格システムの公表

デジタル庁は、適合確認試験に合格したシステムを、デジタル庁ウェブサイトで公表する。

公表情報※のイメージは以下の通り

- ・ 登録番号
- ・ 業務ID
- ・ 事業者名
- ・ 適合システム製品名
- ・ 製品識別情報
- ・ 適合確認試験合格日
- ・ 版数（標準仕様書、データ要件・連携要件）等

第4章 事業者における適合確認試験実施事項

適合確認試験の登録申請

適合確認試験の受験登録の際に必要な事項は、以下の通り。

- 事業者の基本情報（事業者名、所属事業部、担当者、連絡先、会社情報）
- 受験する業務ID ※1
- 適合するデータ要件・連携要件のバージョン ※2
- 合格時に公開する製品情報（製品名、製品識別情報）
- 複数業務に跨がるパッケージシステム ※3 かどうかの区分 ※4
- 誓約書（出力ファイルを加工しない等適合確認試験のルールを遵守する旨の誓約）

※1 受験する業務IDは、複数同時申請可能

※2 適合する全体バージョンや標準仕様書・データ要件・連携要件のバージョンとの関連性は検討中

※3 事業者が、複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、事業者の責任において一体的に提供するシステム

※4 パッケージシステムとして申請した場合は、当該パッケージシステム内の複数業務ID間のデータ連携試験を免除

試験データの格納

登録を行った事業者は、接続を許可された閉域網接続サービスを使用して接続し、試験データ格納用フォルダに以下の情報を格納する。

- ・ 申請した業務IDに対応する、グループ単位の出力ファイル群
- ・ パラメータファイル
- ・ 受験登録証

なお、出力ファイルは、以下の要件を満たすことを条件とする。

- ・ **ダミーデータであること（個人情報等の実運用データが含まれていないこと）**
- ・ 各業務IDに含まれる各グループごとに、レコード件数が少なくとも1件以上存在すること
- ・ 各グループのレコード件数の上限は1000件までとすること
- ・ 出力ファイルは、適合確認試験を受けようとする業務アプリケーションのデータ出力機能を使って作成することとし、**出力ファイルを加工することは禁止する。**

第5章 地方公共団体における適合確認試験実施事項

地方公共団体における適合確認試験の位置づけ

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第9条において定められているとおり、標準化基準への適合性の確認は、**地方公共団体が一義的にその責任を有している。**

しかし、データ要件・連携要件に関する適合性については、地方公共団体情報システム標準化基本方針「5.2.2 共通標準化基準の適合性の確認」において、「デジタル庁が提供するツールを使って実施されるデータ要件・連携要件に関する標準化基準に係る適合確認試験に合格したシステムでなければならないこととする」とされていることから、**第4章で示した事業者における適合確認試験に合格したシステムを、データ要件・連携要件の標準に適合したものとみなすことができる。**

標準化対象業務の業務システムの調達

地方公共団体は、標準化対象業務の業務システムの調達にあたり、デジタル庁が公表する適合確認試験合格システムを参照し、適合確認試験に合格しているシステムから導入するシステムを選定する。

しかし、2025年度末までの移行期間においては、適合確認試験合格前に調達する場合も考えられるため、契約不履行とならないよう調達仕様書には「**2025年度末までに、デジタル庁が実施する適合確認試験に合格すること。**」等の記載を推奨する。

業務システム導入時の適合確認

地方公共団体においても、標準化対象業務の業務システムの導入にあたり、**デジタル庁webサイト上※から、適合確認試験**を実施することができる。

その際、**自団体が保有する実データを使用することはできず**、事業者等が用意するダミーデータを用いなければならない。

仮に、当該適合確認試験において不具合等が確認された場合、地方公共団体は、不具合等の内容をデジタル庁に報告するとともに、事業者は、不具合等が出ないように対象システムを改修し、デジタル庁に対し、適合確認試験の再実施を申し出る。

第6章 適合確認ツールの概要

適合確認試験の試験内容（データ要件）

基本データリストにおけるデータ項目のうち、対象システムが入力又は出力する以下の項目について、対象システムが保持するデータを基本データリストで規定する「**グループ**」**単位**で出力し、基本データリストと適合していることを確認する。

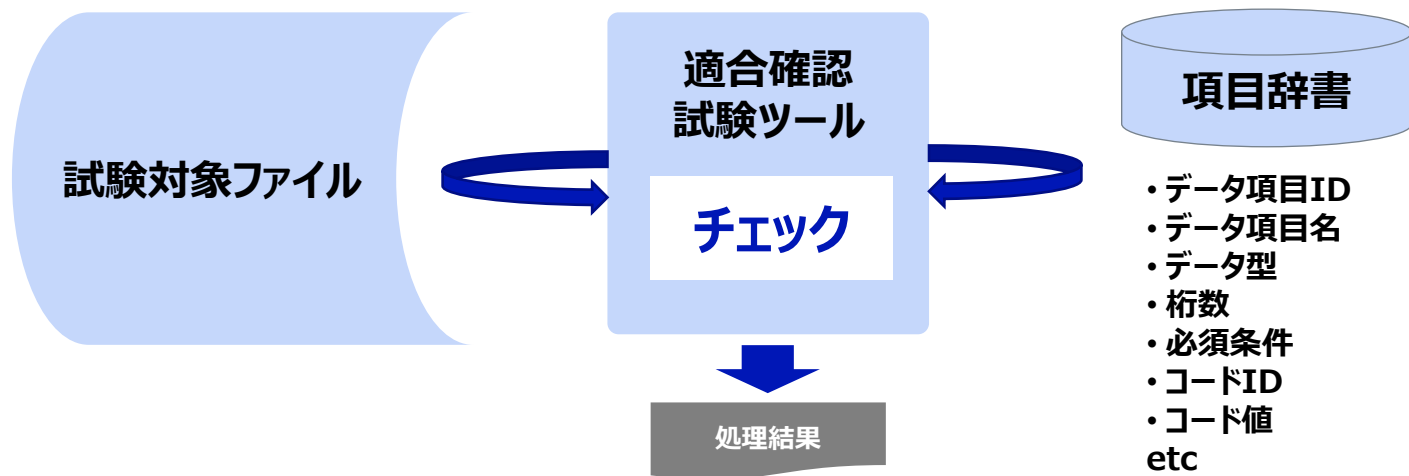
- ・ データ項目ID
- ・ データ型
- ・ 桁数
- ・ コード
- ・ 繰り返し
- ・ データ出力条件

適合確認試験の試験内容（連携要件）

機能別連携仕様に規定する対象データのうち、対象システムが他の標準準拠システムへ提供（Output）するデータ項目について、**ファイル連携に関する詳細技術仕様書の仕様のとおり作成し**、機能別連携仕様において規定された連携方法にて、**「連携ID」単位**で連携し、対象システムから適合確認ツールに、データを提供（Output）できることを確認する。

適合確認試験ツールの機能

適合確認試験ツールは、試験対象ファイルを読み込み、試験対象データの各項目の属性等が、データ要件・連携要件で規定されている内容に則っているか否かをチェックし、判定結果を出力する。



第7章 適合確認試験のスケジュール

適合確認試験のスケジュール

2023年度				2024年度				2025年度				2026年度			
1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
★ 2023/6 適合確認試験の全体像(本資料)の公開															
	★ 2023/9 適合確認ツールの公開														
			★ 2024/3 標準仕様書改変に伴う適合確認ツールの更新(予定)												
				★ 2024/9 標準仕様書改変に伴う適合確認ツールの更新(予定)											
							★ 2025/3 標準仕様書改変に伴う適合確認ツールの更新(予定)								
									★ 2025/9 標準仕様書改変に伴う適合確認ツールの更新(予定)						
												★2026/3 標準準拠システムへの移行期限			

標準化対象業務システムは
適合確認試験に合格して
いなければならない。※